

建設省告示第 号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。）第八十二条の六第三号、第五号及び第七号の規定に基づき、 T_d 、 B_{di} 、安全限界変位、 T_s 、 B_{si} 、 F_h 及び G_s を計算する方法並びに屋根ふき材等の構造計算を次のように定める。

平成十二年 月 日

建設大臣 中山 正暉

建築物の損傷限界固有周期 T_d 、安全限界固有周期 T_s 等を算出する方法等を定める件

第一 損傷限界固有周期 T_d

T_d は、次の第一号により計算すること。ただし、昭和四十六年建設省告示第百十一号第一に規定する地盤調査（以下「地盤調査」という。）により地盤の特性を求めた場合には、更に、第二号の基準により算出した周期調整係数を乗じた値とすることができる。また、建築物の周期特性についての特別な調査又は研究の結果に基づいて計算する場合には、当該計算によることができるものとする。

- 一 T_d は、以下の式により算出するものとする。

$$T_d = 2\pi \sqrt{\frac{M_{u,d}}{Q_d} \frac{\Delta_d}{Q_d}}$$

この式において、 T_d 、 $M_{u,d}$ 、 Δ_d 及び Q_d は、それぞれ次の数値を表すものとする。

- T_d 建築物の損傷限界固有周期
- Q_d イに規定する建築物の損傷限界耐力
- Δ_d ロに規定する建築物の代表変位
- $M_{u,d}$ ハに規定する建築物の有効質量

イ 建築物の損傷限界耐力を、各階について次に掲げる式により計算される損傷限界耐力の一階層せん

断力係数換算値 q_{di} のうち最小の値に、建築物の全重量を乗じた値として算出すること。

$$q_{di} = \frac{Q_{di}}{\frac{\sum_{j=1}^N B_{d_j} \cdot m_j}{\sum_{j=1}^N B_{d_j} \cdot m_j} \cdot \sum_{j=1}^N m_j \cdot g}$$

この式において、 q_{di} 、 Q_{di} 、 B_{di} 及び m_i は、それぞれ次の数値を表すものとする。

- q_{di} 各階の損傷限界耐力の一階層せん断力係数換算値

Q_{di} 各階の損傷限界耐力（単位 キロニュートン）

B_{di} 第二の基準による各階における加速度の分布を表す係数

m_i 各階の質量（単位 トン）

□ 建築物の代表変位 Δ_d を次の式により算出すること。

$$\Delta_d = \frac{\sum m_i \delta d_i^2}{\sum m_i \delta d_i}$$

この式において、Δ_d、m_i 及び δ_{di} は、それぞれ次の数値を表すものとする。

Δ_d 建築物の代表変位（単位 メートル）

m_i 各階の質量（単位 トン）

δ_{di} 第二に規定する B_{di} に応じた外力によつて前号に規定する q_{di} の数値が最小となる階が損傷限界変位となるときの各階の基礎からの変位（単位 メートル）

八 建築物の有効質量 M_{ed} を次の式により算出すること。

$$Mu_d = \frac{(\sum m_i \delta d_i)^2}{\sum m_i \delta d_i^2}$$

この式において、 Mu_d 、 m_i 及び δd_i は、それぞれ次の数値を表すものとする。

Mu_d 建築物の有効質量（単位 トン）

m_i 口に規定する m_i の数値

δd_i 口に規定する δd_i の数値

二 周期調整係数は、次の式により算出するものとする。

$$r = \sqrt{1 + \left(\frac{T_{sw}}{T_d}\right)^2 + \left(\frac{T_{ro}}{T_d}\right)^2}$$

この式において、 r 、 T_d 、 T_{sw} 及び T_{ro} は、それぞれ次の数値を表すものとする。

r 周期調整係数

T_d 第一号に規定する T_d の数値

T_{sw} 次の式により算出されるスウェイ固有周期（単位 秒）

$$T_{sw} = 2\pi \sqrt{\frac{M_{ud}}{K_h}}$$

この式において、 M_{ud} 及び K_h は、それぞれ次の数値を表すものとする。

M_{ud} 第一号八に規定する M_{ud} の数値

K_h 地盤調査の結果より得られた地盤の水平ばね定数（単位　メートルにつきキロニュートン）

T_{ro} 次の式により算出されるロッキング固有周期（単位　秒）

$$T_{ro} = 2\pi \sqrt{\frac{M_{ud}}{K_r}} \cdot H$$

この式において、 M_{ud} 、 K_r 及び H は、それぞれ次の数値を表すものとする。

M_{ud} 第一号八に規定する M_{ud} の数値

K_r 地盤調査の結果より得られた地盤の回転ばね定数（単位　ラジアンにつきキロニュートンメートル）

H 第一号口の規定による建築物の代表変位と建築物の基礎からの変位が同一となる部分の高さ（代表高さという。以下同じ。）に地下部分の深さを加えた値（単位メートル）

第二 損傷限界固有周期に応じた建築物の各階に生ずる加速度の分布係数 B_{di}

B_{di} は、次の表の(一)式及び(二)式により各階につき算出するものとする。ただし、建築物の振動特性につい

ての特別な調査又は研究の結果に基づいて算出する場合には、当該算出によるものとする。

(一) 最上階の B_{di}	$B_{dN} = pq(1 - 0.1Td) \frac{Mu_d \delta_{dN}}{\sum_{i=1}^{N-1} m_i \delta_{di}} + 0.1Td \frac{Mu_d}{m_N}$
(二) 最上階以外の階の B_{di}	$B_{di} = pq(1 - 0.1Td) \frac{Mu_d \delta_{di}}{\sum_{i=1}^{N-1} m_i \delta_{di}}$

この式において、 p 、 q 、 T_d 、 Mu_d 、 m_i 及び δ_{di} は、それぞれ次の数値を表す。

p 建築物の階数及び損傷限界固有周期に応じて次の表により算出した数値

階数	損傷限界固有周期	$T_d \leq 0.16$ の場合	$0.16 < T_d$ の場合
一		$p = -0.15 / 0.16T_d + 1.0$	$p = 0.85$
二		$p = -0.10 / 0.16T_d + 1.0$	$p = 0.90$
三		$p = -0.05 / 0.16T_d + 1.0$	$p = 0.95$
四以上		$p = 1.0$	$p = 1.00$

q 建築物の全質量に対する有効質量の比率に応じて次の表により算出した数値

有効質量比	○・七五未満	$q = 0.75 \frac{\sum m_i}{Mu_d}$
	○・七五以上	$q = 1.0$

Td	第一号に規定するTdの数值
M _{da}	第一号八に規定するM _{da} の数值
m _i	第一号口に規定するm _i の数值
δ _{di}	第一号口に規定するδ _{di} の数值

第三 安全限界変位

建築物の各階の安全限界変位は、建築物が当該階に作用する保有水平耐力に相当する水平力に対して耐えているときに、当該階の一の部材が次式による部材の限界変形角に達した場合の層間変位をいう。ただし、部材の靱性に関する特別な調査又は研究に基づき部材の限界変形角を求めることができる場合には、当該手法によることができる。

$$R_u = R_y + R_b + R_s + R_x$$

この式において、 R_u 、 R_y 、 R_b 、 R_s 及び R_x は、それぞれ次の数值を表すものとする。

R_u 部材の限界変形角

R_y 部材の損傷限界時の変形角

Rb 次の式により定まるヒンジ領域の回転により生ずる変形角

$$Rb = \frac{\phi_y a}{3} + (\phi_u - \phi_y) I_p \left(1 - \frac{1}{2a} \right)$$

この式において、 ϕ_y 、 ϕ_u 、 a 及び l_p は、それぞれ次の数値を表すものとする。

ϕ_y 損傷限界時における部材の曲率（単位 一メートルにつきラジアン）

ϕ_u 部材の最大耐力時のヒンジ領域での曲率（単位 一メートルにつきラジアン）

a 部材のせん断スパン長さ（せん断力を受ける部分の長さをいう。）で、部材の内法長さに○

・五を乗じた数値（単位 メートル）

l_p ヒンジ領域の長さで、部材の種別に応じて次のいずれかにより求めた数値

(1) 柱及び梁にあつては、部材せいを D とし、次に掲げる式による。

$$I_p = 0.25D + 0.075a$$

(2) 耐力壁にあつては、耐力壁の長さの数値と耐力壁の高さの六分の一の数値のうちいずれか

小さな値とする。

R_s 安全限界耐力時に当該部材に作用する力により生ずる部材のせん断変形角

R_x 接合部分における変形その他実況による変形角

第四 安全限界固有周期 T_s

T_s は、次の第一号により計算すること。ただし、地盤調査により地盤の特性を求めた場合には、更に、第二号の基準により算出した周期調整係数を乗じた値とすることができる。また、建築物の周期特性についての特別な調査又は研究の結果に基づいて計算する場合には、当該計算によることができるものとする。

一 T_s は、以下の式により算出するものとする。

$$T_s = 2\pi \sqrt{\frac{\Delta_s}{\mu_s Q_s}}$$

この式において、 T_s 、 μ_s 、 Δ_s 及び Q_s は、それぞれ次の数値を表すものとする。

T_s 建築物の安全限界固有周期

Q_s イに規定する建築物の安全限界耐力

△s 口に規定する建築物の代表変位

Mus 八に規定する建築物の有効質量

イ 建築物の安全限界耐力を、各階について次に掲げる式により計算される安全限界耐力の一階層せん断力係数換算値 q_{si} のうち最小の値に、建築物の全重量を乗じた値として算出すること。

$$q_{si} = \frac{Q_{ui}}{\frac{Fe_i \sum_{j=1}^N B_{sj} \cdot m_j}{\sum_{j=1}^N B_{sj} \cdot m_j} \cdot \sum_{j=1}^N m_j \cdot g}$$

この式において、 q_{si} 、 Q_{ui} 、 Fe_i 、 B_{si} 及び w_i は、それぞれ次の数値を表すものとする。

q_{si} 各階の保有水平耐力の一階層せん断力係数換算値

Q_{di} 各階の保有水平耐力（単位 キロニュートン）

Fe_i 昭和五十五年建設省告示第七百九十二号に定める基準の第二表二に掲げる建築物の各階における Fe の数値。ただし、構造耐力上主要な部分の水平力に対する剛性、耐力及びそれらの配置の状況を考慮して保有水平耐力に与える偏心の影響を適切に評価できる手法による場合においてはこの基準によらず当該方法による数値として差し支えない。

Bsi 第六の基準による各階における加速度の分布を表す係数

wi 各階の重量（単位 キロニュートン）

□ 建築物の代表変位を次の式により算出すること。

$$\Delta s = \frac{\sum m_i \delta s_i^2}{\sum m_i \delta s_i}$$

この式において、 Δs 、 m_i 及び δs_i は、それぞれ次の数値を表すものとする。

Δs 建築物の代表変位（単位 メートル）

m_i 各階の質量（単位 トン）

δs_i 第五に規定する Bsi に応じた外力によつてイに規定する q_{si} の数値が最小となる階が安全限界変位となるときの各階の基礎からの変位（単位 メートル）

八 建築物の有効質量 Mu_s を次の式により算出すること。

$$Mu_s = \frac{(\sum m_i \delta s_i)^2}{\sum m_i \delta s_i^2}$$

この式において、 M_{uS} 、 m_i 及び δ_{Si} は、それぞれ次の数値を表すものとする。

M_{uS} 建築物の有効質量（単位 トン）

m_i □に規定する m_i の数値

δ_{Si} □に規定する δ_{Si} の数値

二 周期調整係数 r は、第一第二号の基準による。この場合において、 T_d 及び M_{u_d} は、それぞれ T_s 及び M_{uS} と読み替えるものとする。

第五 安全限界固有周期に応じた建築物の各階に生ずる加速度の分布係数 B_{Si}

安全限界固有周期 B_{Si} は、第二の基準によらなければならない。この場合において、 T_d 、 M_{u_d} 及び δ_{di} は、それぞれ T_s 、 M_{uS} 及び δ_{Si} と読み替えるものとする。

第六 安全限界固有周期における振動の減衰による加速度の低減率 F_h

F_h は、次の式により計算しなければならない。ただし、部材又は建築物の減衰性についての特別な調査

又は研究による場合においては、当該計算によることができる。いずれの方法による場合であつても F_h が

○・四を下回る場合には、○・四とする。

$$Fh = \frac{1.5}{1 + 10h}$$

この式において、 h は、次の各号のいずれかにより求めた建築物の等価粘性減衰定数を表す。

- 一 建築物の等価粘性減衰定数 h を個々の部材の減衰特性から求める場合は、次の式により計算するものとする。

$$h = \frac{\sum_{i=1}^N h_{e_i} \cdot W_i}{\sum_{i=1}^N W_i}$$

この式において、 h_{e_i} 及び W_i は、それぞれ次の数値を表すものとする。

h_{e_i} イに定める建築物の安全限界変形時の部材の減衰特性を表す数値

W_i ロに定める建築物の安全限界変形時の部材の最大弾性ひずみエネルギー（単位 キロニュートンメートル）

イ 建築物の安全限界変形時の部材の減衰特性を表す数値 h_{e_i} は、(1)の式による。ただし、部材実験の結果等に基づく場合には、(2)によることができる。

$$(1) \quad {}_m h e_i = \gamma_i (1 - 1 / \sqrt{{}_m D f_i}) + 0.05$$

この式において、 γ_i 及び ${}_m D f_i$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

γ_i 部材の使用位置等に応じた減衰特性を表す係数で、次の表に掲げる数値

構造形式		γ_i
鉄骨造	右記以外の部材	○・二三
	地震力が作用する際に座屈による耐力低下を生ずる圧縮力を負担する筋交い以外の部材が生じないこと等のため耐力が急激に低下しない部材	○・二五
木造	右記以外の部材	○・一六
	地震力が作用する際に隙間のできにくい、剛接またはこれに類する形式の接合部により接合された部材	○・一八

鉄筋コンクリート造	
鉄筋とコンクリートの付着の及び定着が良好な部材で、地震力が作用するときにはすべり変形及び定着部からの抜け出し変形が小さな部材	○・二〇
右記以外の部材	○・一八

Df_i 各部材の塑性の程度を表すものとして次の式により算出される数値（一を下回る場合には、一とする。）

$$Df_i = \frac{\delta s_s}{\delta d_i}$$

この式において、 δs_s 及び δd_i は、それぞれ次の数値を表すものとする。

δs_s 建築物の安全限界変位時に各部材に生ずる変形（単位 メートル）

δd_i 各部材の損傷限界変形（単位 メートル）

(2)

$$h e_i = \gamma_2 \frac{1}{4\pi} \frac{\Delta W_i}{W_i}$$

この式において、 γ_2 、 ΔW_i 及び mW_i は、それぞれ次の数値を表すものとする。

γ_2 部材の復元力特性に応じて次の表に定める数値

	復元力特性		
	(一)	(二)	(三)
	最大荷重の二分の一の荷重時の変形における定常振幅で求まる m_{10} と限界変形時の定常振幅で求まる m_{10} との比が二五パーセント未満のもの	最大荷重の二分の一の荷重時の変形における定常振幅で求まる m_{10} と限界変形時の定常振幅で求まる m_{10} との比が二五パーセント以上五〇パーセント未満のもの	最大荷重の二分の一の荷重時の変形における定常振幅で求まる m_{10} と限界変形時の定常振幅で求まる m_{10} との比が五〇パーセント以上のもの
γ_2	〇・五	〇・六	〇・七

ΔW_i 建築物の安全限界時に当該部材の変形を最大点とする繰り返し加力で得られた定常ループ

で囲まれる面積（単位 キロニュートンメートル）

mW_i 次の式により求まる部材の最大ポテンシャルエネルギー（単位 キロニュートンメートル

）

$${}^m W_i = \frac{{}^m Q_i \cdot {}^m \delta s_i}{2}$$

この式において、 ${}^m Q_i$ 及び ${}^m \delta s_i$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

${}^m Q_i$ 建築物の安全限界時において部材に生ずる力（単位 キロニュートン）

${}^m \delta s_i$ 建築物の安全限界時において部材に生ずる変形（単位 メートル）

二 前号イに規定する ${}^m Df_i$ が一以上となる部材の減衰特性を表す係数が全て等しくなる場合には、建築物全体の等価粘性減衰定数 h は、次の式により計算することができる。

$$h = \gamma_1 (1 - 1/\sqrt{Df}) + 0.05$$

この式において、 γ_1 及び Df は、それぞれ次の数値を表すものとする。

γ_1 前号イに規定する γ_1 の数値

Df 建築物の塑性の程度を表す係数で次の式により算出した数値（ただし、一未満となる場合には、一とする）

$$D_f = \frac{\Delta s Q_{ud}}{\Delta d Q_{us}}$$

この式において、 Δs 、 Δd 、 Q_{us} 及び Q_{ud} は、それぞれ次の数値を表すものとする。

Δs 建築物の安全限界時における代表変位（単位 メートル）

Δd 建築物の損傷限界時における代表変位（単位 メートル）

Q_{us} 建築物の安全限界耐力（単位 キロニュートン）

Q_{ud} 建築物の損傷限界耐力（単位 キロニュートン）

三 地盤調査により地盤の特性を求めた場合には、建築物全体の等価粘性減衰定数 h は、次の式により計算することができる。

$$h = \frac{1}{r^2} \left\{ h_{sw} \left(\frac{T_{sw}}{T_s} \right)^2 + h_{ro} \left(\frac{T_{ro}}{T_s} \right)^2 + h_b \right\}$$

この式において、 h_{sw} 、 h_{ro} 、 h_b 、 T_{sw} 、 T_{ro} 、 T_s 及び r は、それぞれ次の数値を表すものとする。

h_{sw} 地盤調査により求めた水平地盤減衰定数

hro 地盤調査により求めた回転地盤減衰定数

hb 前各号のいずれかによる建築物の等価粘性減衰定数を、当該建築物の地上部分の等価粘性減衰定数を表すものとして読み替えた数値

T_{sw} 第四第二号に規定する T_{sw} の数値

T_{ro} 第四第二号に規定する T_{ro} の数値

T_s 第四第一号に規定する T_s の数値

r 第四第二号に規定する r の数値

第七 地盤増幅 G_s は、次の各号のいずれかにより算出すること。ただし、地盤特性についての特別な調査又は研究の成果に基づいて計算する場合には当該計算によることができるものとする。

一 建築物の周期に応じて、次のイの基準により算出される地盤の卓越周期並びにロの基準により算出される地盤の増幅特性を用いて、表一に掲げる式によつて算出すること。この場合において、構造物の一部が地下部分にある場合には、当該式による数値をハの基準により算出されるEの数値を乗じた数値と

することができる。いずれの場合にあつても、当該数値が一・〇を下回る場合は一・〇とするものとする。

表一

$T \leq 0.8T_2$	$G_s = G_{s_2} \frac{T}{0.8T_2}$
$0.8T_2 < T \leq 0.8T_1$	$G_s = \frac{G_{s_1} - G_{s_2}}{0.8(T_1 - T_2)} T + G_{s_2} - 0.8 \frac{G_{s_1} - G_{s_2}}{0.8(T_1 - T_2)} T_2$
$0.8T_1 < T \leq 1.2T_1$	$G_s = G_{s_1}$
$1.2T_1 < T$	$G_s = \frac{G_{s_1} - 1}{1 - 0.1 \frac{1}{T}} + G_{s_1} - \frac{G_{s_1} - 1}{1 - 0.1 \frac{1.2T_1}{1.2T_1}}$

この表において、 G_s 、 T 、 T_1 、 T_2 、 G_{s1} 及び G_{s2} は、それぞれ次の数値を表すものとする。

G_s 表層地盤による加速度の増幅率

T 建築物の損傷限界固有周期又は安全限界固有周期（単位 秒）

T₁ 表層地盤の一次卓越周期（単位 秒）

T₂ 表層地盤の二次卓越周期（単位 秒）

G_{s1} 表層地盤の一次増幅係数

G_{s2} 表層地盤の二次増幅係数

イ 一次及び二次の地盤の卓越周期はそれぞれ次の(1)及び(2)の式によつて算出する。

$$(1) \quad T_1 = \frac{4(\sum H_i)^2}{\sum \sqrt{\frac{G_i}{\rho_i}} H_i}$$

$$(2) \quad T_2 = \frac{T_1}{3}$$

これらの式において T₁、T₂、H_i、G_i 及び ρ_i はそれぞれ次の値を表すものとする。

T₁ 地盤の一次卓越周期（単位 秒）

T₂ 地盤の二次卓越周期（単位 秒）

H_i 地盤調査の結果により求めた地盤の各層の層厚（単位 メートル）

G_i 地震時における地盤の各層のせん断剛性を表すものとして、地震時に生じる地盤のせん断ひずみに応じて土質ごとに別表第一に示される低減係数を次の式により算出される G_{0i} に乗じて算出される数値

$$G_{0i} = \rho_i V_{si}^2$$

この式において、 V_{si} は、地盤調査結果により求められる地盤の各層のせん断波速度（単位一秒につきメートル）を表すものとする。

ρ_i 地盤調査の結果により求めた地盤の各層の密度（単位一立方メートルにつきトン）

□ 一次及び二次の地盤の増幅特性はそれぞれ次の(1)及び(2)の式によつて算出する。

$$(1) \quad G_{S_1} = \frac{1}{\alpha \left\{ 1 - \frac{1}{-0.24\alpha^2 + 1.27\alpha + 0.03} \right\} h^2 + \frac{1}{-0.04\alpha^2 + 0.61\alpha} h + 1}$$

$$(2) \quad G_{S_2} = \frac{1}{\alpha \left\{ \frac{1}{-0.13\alpha^2 + 0.22\alpha + 0.03} \right\} h^2 + \frac{1}{-0.02\alpha^2 + 0.21\alpha} h + 1}$$

これらの式において α 及び h はそれぞれ次の数値を表すものとする。

波動インピーダンス比を表すものとして次の式によつて算出される数値

$$\alpha = \frac{\sum \sqrt{\frac{G_i H_i}{\rho_i}} \cdot \sum \rho_i H_i}{(\sum H_i)^2 \cdot \rho_B V_B}$$

この式において、 ρ_B 及び V_B はそれぞれ次の数値を表すものとする。

ρ_B 地盤調査の結果により求める工学的基盤（次に定める V_B が一秒につき四〇〇メートル以上の地盤をいう。以下同じ。）の密度（単位 一立方メートルにつきトン）

V_B 地盤調査の結果により求める工学的基盤のせん断波速度（単位 一秒につきメートル）

h 地震時の地盤によるエネルギー吸収の程度を表すものとして次の式により算出される数値

$$h = \frac{\sum h_i w_i}{\sum w_i}$$

この式において、 h_i 及び w_i はそれぞれ次の数値を表すものとする。

h_i 地震時における地盤の各層の減衰定数を表すものとして別表第2に示される数値

w_i 地震時における地盤の各層のひずみエネルギーを表すものとして次の式により算出され

る数値

$$w_i = \frac{G_i}{2H_i} (u_1 - u_2)^2$$

この式において、 u_i は地震時における地盤の各層における最上部の工学的基盤からの相対変位（単位メートル）を表すものとする。

八 構造物の一部が地下部分にある場合のEは次の式により算出する。

$$E = \frac{K_{HB} \left\{ 1 - \left(1 - \frac{1}{GS} \right) \frac{D_E}{H} \right\} + K_{HE}}{K_{HB} + K_{HE}}$$

この式において、 K_{HB} 、 K_{HE} 、 D_E 及びHは、それぞれ次の数値を表すものとする。

- K_{HB} 建築物の地下部分の底面に対する地盤のばね定数（単位メートルにつきキロニュートン）
- K_{HE} 建築物の地下部分の側面に対する地盤のばね定数（単位メートルにつきキロニュートン）
- D_E 地下部分の地表面からの深さ（単位メートル）
- H 表層地盤の深さ（単位メートル）

二 表二に掲げる表層地盤の区分に応じ、同表に掲げる g_A 及び g_V によつて、次の式により算出される T_u の値が 0・六四未満となる場合には表三に掲げる式により、 T_u の値が 0・六四以上となる場合には表四に掲げる式により算出すること

$$T_u = 0.64 \left(\frac{g_V}{g_A} \right)$$

表二

表層地盤の区分		g_A	g_V
第一種地盤	岩盤、硬質砂れき層その他主として第三世紀以前の地層によつて構成されているもの又は地盤周期等についての調査若しくは研究の結果に基づき、これと同程度の地盤周期を有すると認められるもの	一・五	一・三五
第二種地盤	第一種地盤及び第三種地盤以外のもの	一・五	二・〇二四五
第三種地盤	腐植土、泥土その他これらに類するもので大部分が構成されている沖積層（盛土がある場合においてはこれを含む。）で、その深さが	一・五	二・七

	<p>おおむね三十メートル以上のもの、泥沢、泥海等を埋め立てた地盤の深さがおおむね三メートル以上であり、かつ、これらで埋め立てられてからおおむね三十年経過していないもの又は地盤周期等についての調査若しくは研究の結果に基づき、これらと同程度の地盤周期を有すると認められるもの</p>		
--	--	--	--

表三

$T < T_u$	$G_s = g_A$
$T_u \leq T < 0.64$	$G_s = g_v \left(\frac{T}{T_u} \right)$
$0.64 \leq T$	$G_s = g_v$
<p>この表及び表四において、Tは次の数値を表すものとする。</p> <p>T 建築物の固有周期（単位 秒）</p>	

表四

$T < 0.64$	$G_s = g_A$
$0.64 \leq T < T_u$	$G_s = g_A \left(\frac{T}{0.64} \right)$
$T_u < T$	$G_s = g_v$

第八 屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁等の構造計算

屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁等は、次に規定する構造計算によつて安全上支障のないことを確かめなければならない。

一 風圧に対する構造計算

風圧に対しては、平成十二年建設省告示第 号に規定する構造計算によること。

二 地震に対する構造計算

地震に対しては、次に定めるところによること。ただし、特別の調査又は研究に基づき当該部分の地震に対する安全性を同等以上に確かめることができる場合には、当該手法によることができる。

イ 屋根ふき材について、建築物の損傷限界固有周期に応じて屋根ふき材が取り付く階に生ずる加速度によつて当該屋根ふき材の面内及び面外に作用する力を求め、当該力により緊結部分に生ずる応力度が短期に生ずる力に対する許容応力度を超えないことを確かめること。

ロ 外装材及び屋外に面する帳壁（以下「帳壁等」という。）について、建築物の損傷限界固有周期に応じて帳壁等が取り付く階の上下の階に生ずる加速度によつて当該帳壁等の面内及び面外に作用する力を求め、当該力により緊結部分に生ずる応力度が短期に生ずる力に対する許容応力度を超えないことを確かめること。

ハ 帳壁等について、建築物の損傷限界固有周期に応じて帳壁等が取り付く階に生ずる層間変位を求め、当該変位により緊結部分に生ずる応力度が短期に生ずる力に対する許容応力度を超えないことを確かめること。ただし、令第三十九条の規定に適合し、かつ、令第八十二条の六第三号の規定により求めた建築物の層間変位の当該各階の高さに対する割合が二百分の一以下であることが確かめられた場合は、この限りでない。